

注意事項

本件は、令和7年9月4日付で入札を中止した「森本ポンプ場電気設備更新工事」において、積算参考資料に説明が不足していた項目があったため、以下のとおり追加し、再度発注するものです。

なお、積算内容及び予定価格に変更はありません。

①【積算参考資料】「別紙 本工事の積算で採用した見積単価及び特別調査単価」項目追加

- 準備費 現場発生品処分 廃プラ含む混載の処分単価を追加。
- 準備費 現場発生品処分 金属くずの処分単価を追加。
- 準備費 現場発生品処分 ガラス・陶磁器くずの処分単価を追加。
- 役務費 電力会社 作業費用 引込開閉器操作の作業単価を追加。

②【積算参考資料】別紙追加

- 「別紙 据付工数量根拠資料」を追加。
- 「別紙 仮設工数量根拠資料」を追加。
- 「別紙 撤去工数量根拠資料」を追加。

③ その他、積算条件等項目追加

- 高所作業車賃料は、3日を計上している。

注意事項

- ・本工事は、「週休2日制工事」として、月単位の週休2日に取り組む工事である。
- ・低入札価格調査制度を採用する。本件は、予定価格等の事前公表とする案件のため、入札の結果低入札価格調査となった場合、調査を辞退できない。調査関係書類が期限内に提出されなければ失格となり、宇治市競争入札等参加資格の停止に関する要領に基づき指名停止の対象となるため注意すること。
- ・代表者は以下の全ての条件を満たす監理技術者資格を有する技術者を、その他構成員は以下の全ての条件を満たす監理技術者資格又は主任技術者資格（国家資格者に限る。）を有する技術者を工事現場に専任で配置し得ること。
 - a) 確認申請書の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。
 - b) 本工事を施工するに当たり必要な資格を有すること。
 - c) 営業所技術者以外の者であること。
- ・以下の全ての条件を満たす現場代理人を工事現場に専任で配置すること。
 - a) 確認申請書の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。
 - b) 営業所技術者以外の者であること。
- ・設計図書の配布
 - (1) 入手方法
入札情報公開システムの入札注意事項・入札情報からダウンロードすること。
 - (2) 配布期間
令和7年9月10日 から
令和7年9月25日 午後2時まで
- ・設計図書類に関する質疑回答
 - (1) 提出方法
設計図書等に対する質疑がある場合は、書面に要旨をまとめ、次の提出先へ持参し、又はFAXにより提出すること（郵送及び電子メールによるものは受け付けない。）。
 - (2) 提出先
質疑宛先：宇治市総務・市民協働部契約課
FAX番号：0774-20-8778
 - (3) 質疑の受付期間

令和7年9月10日 から

令和7年9月18日 正午まで

(4) 回答

回答については、令和7年9月19日午後1時以降に入札情報公開システムに掲載する。

・入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

令和7年9月24日 午前9時から午後6時まで

令和7年9月25日 午前9時から午後2時まで

(2) 開札日時

令和7年9月26日 午後2時30分

・入札書の提出方法

(1) 電子入札者は、本注意事項に示す入札期間内に電子入札システムにより入札書を提出すること。

(2) 紙入札者は、本注意事項に示す入札期間内（正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。）に宇治市総務・市民協働部契約課へ本市様式による入札書を提出すること（必着）。

なお、提出方法の詳細について、入札事務関係職員の指示に従わなければならない。

・入札方法等

宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

・入札の無効

宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

・予定価格

本件の予定価格は、209,553,300円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）である。

・最低制限価格

本件については、最低制限価格を設定しない。

低入札価格調査制度を採用する。調査基準価格の算定に当たっては、補正係数（ α 値）は用いない。

なお、調査基準価格は、１７３，８０１，０００円（消費税及び地方消費税相当額を含まない。）である。

- ・落札者の決定

宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

- ・入札保証金

入札保証金は免除する。ただし、落札者が契約をしない場合は、落札金額の１００分の３相当額の違約金を徴収する。

- ・契約

本契約書は、宇治市工事請負契約約款に基づき作成する。

- ・契約保証金

宇治市工事等競争入札心得による。

- ・支払条件

- （１）前払金

前払金は、各年度出来高予定額に１００分の４０を乗じて計算した金額とする。

- （２）部分払

各会計年度の支払限度額の範囲で出来高に応じて支払う。

部分払の回数は、１回とする。

- （３）各年度の支払限度額

各年度の支払限度額の比率は、おおむね次のように設定しているが、工事の進捗状況により、変更する場合がある。

令和７年度　３１パーセント

令和８年度　６９パーセント

- ・閲覧

宇治市財務規則（昭和４４年宇治市規則第１号）、宇治市水道施設及び下水道施設の工事の前払金に関する規程（平成４年宇治市水道事業管理規程第１４号）、宇治市工事請負契約約款、宇治市工事等競争入札心得、宇治市建設工事等電子入札運用基準、低入札価格調査制度に関する要領は閲覧することができる。

- ・その他

（１）入札参加者は、低入札価格調査制度適用の工事入札に当たっての注意事項など

（電子入札実施用）、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準を熟読し、遵守すること。

（２）入札辞退者に不利益を課すことはない。

（３）入札参加に当たっては建設資材等の調達について十分注意すること。

（４）本注意事項に定めるもののほか、宇治市財務規則、宇治市水道施設及び下水道施設の工事の前払金に関する規程、宇治市工事等競争入札心得、宇治市建設工事等電子入札運用基準、低入札価格調査制度に関する要領の定めるところによる。

なお、本注意事項に定めるもののほか、事務上の都合により、必要に応じて宇治市長が一部を変更し、又は追加する場合がある。

工事入札参加者の皆様

低入札価格調査制度適用の工事入札に当たっての 注意事項など（電子入札実施用）

低入札価格調査制度適用の工事の入札参加に当たっては、以下の事項に十分注意してください。

1) 低入札価格調査制度の適用

工事種別ごとの発注基準に基づき、下表の工事については、「低入札価格調査制度」を適用します。ただし、総合評価については金額に関わらず適用します。

工事種別	予定価格（税抜）	工事種別	予定価格（税抜）
一般土木	概ね 3 億円以上	管	概ね 1 億 5 千万円以上
建 築	概ね 1 0 億円以上	舗 装	6 千万円以上
電気工事	概ね 1 億 5 千万円以上	造 園	6 千万円以上
水道施設	概ね 3 億円以上	その他の工事	6 千万円以上

2) 低入札価格調査制度について

- ① 入札の結果、調査基準価格を下回った者がなければ最低価格入札者を落札者とします。

【調査基準価格】

調査基準価格は次の(1)から(4)の合計金額（1 0 0 0 円未満切り捨て）とします。ただし、その額が予定価格(税抜)に1 0 分の9. 2を乗じて得た額を超える場合にあっては1 0 分の9. 2、1 0 分の7. 5を乗じて得た額を下回る場合にあっては1 0 分の7. 5の額とし、1 0 0 0 円未満を切り捨てた額とします。

なお、建築工事等の各項目に区分する金額は令和5年5月付「最低基準価格及び調査基準価格（低入札価格調査制度）の運用について」の計算式によるものとします。

- (1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- (4) 一般管理費の額に10分の6.8を乗じて得た額

※各項目は円未満切捨て。

また、本件は別紙「最低基準価格及び調査基準価格（低入札価格調査制度）の運用について」の上下水道等工事（機械設備工事）（電気設備工事）の算出を適用しています。

- ② 入札の結果、調査基準価格を下回った者があれば、以下の失格基準価格（円未満切り捨て）を設定することとし、提出用内訳書に記載の各項目の額がいずれか1項目でも下回った者は失格となります。

※それぞれの項目（直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費）に区分するものについては「最低基準価格及び調査基準価格（低入札価格調査制度）の運用について」の計算式によるものとします。

【失格基準価格】

- (1) 直接工事費の額に10分の9を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に10分の8を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に10分の8を乗じて得た額
- (4) 一般管理費の額に10分の3を乗じて得た額

- ③ 最低価格入札者が調査基準価格を下回り、かつ失格基準価格を上回る場合、一旦保留とし調査を行い、履行が可能であると認めた場合は契約締結します。なお、調査対象者は、当該入札以後の入札等について、1ヶ月間（開札日から）参加できません（特定建設工事共同企業体の場合はすべての構成員）。ただし、調査対象者の制限は、落札通知を行った日をもって解除することができるものとします。

- ④ 低入札価格調査制度に関する要領及び様式等については、宇治市ホームページに掲載しています。低入札価格調査対象者となった場合は、ホームページから様式をダウンロードし、作成要領に従って提出資料を作成してください。

- ⑤ 低入札価格調査を経て落札者となった場合は、監理技術者又は主任技術者と同等の資格を有する者（監理技術者等になりうる資格の保有者）を補助者として専任で配置してください。入札参加時に配置予定技術者調書を提出している場合、増員する技術者は、調書に記載の者に限りません。

※配置予定技術者に監理技術者が必要な場合は、補助者も監理技術者の配置が必要です。

※特定建設工事共同企業体が受注した工事の場合、補助者は各構成員がそれぞれ1名追加配置するものとします。

3) 提出書類及びその他特記事項について

これまで調査対象者から提出があった調査資料については、契約課窓口で受理し、その後契約の内容に適合した履行が可能であるか否かの調査を行ってまいりましたが、令和7年4月以降に入札公告等を行う案件から、調査資料提出時の運用及び当該資料の受理方法を変更しておりますので注意してください。

- ① 4) に記載の提出用内訳書は、調査の際に提出する関係書類（別紙様式1～13及び添付資料）（以下「調査資料」という。）と同一内容及び数値となるよう十分注意してください。
- ② 調査資料は、入札執行日の翌日から起算して7日以内（17時まで）に電子媒体（CD-R）で1部、書面で12部提出してください。受付時に調査資料の確認及び内容について聞き取りを行うため、調査資料の提出日時を契約課と調整して持参するものとします。
- ③ 調査資料提出時に、調査対象者同席のもと資料の確認及び内容について聞き取りを行い、資料に不備又は不足がある場合は受理しません。
- ④ 調査資料に不備又は不足があった場合で再度提出を希望する場合は、提出期限内において②及び③と同様の手続きを行います。なお、調査対象者の事情により、再提出が出来ない場合でも異議の申し立てをすることはできません。
- ⑤ ②で求める期限までに不備又は不足のない調査資料を提出できない場合は失格とし、宇治市競争入札等参加資格の停止に関する要領に基づく措置を行うものとします。ただし、調査資料が不備又は不足により受理されなかった場合で、「期限までに求められた資料が提出できない」旨の申出書を調査資料の提出期限までに提出した場合は、失格とし⑩に記載の取り扱いとします。なお、当該申出書を提出した場合でも、2)の③に記載の参加制限は解除されません。
※調査資料を提出せずに契約課等による受付時の確認を受けていない場合は、当該申出書を提出することはできません。
- ⑥ 契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるか否かを判断するために、追加資料の提出を求めることがあります。追加資料を指定した期限までに提出できない場合は、⑤に記載の申出書を提出してください。
- ⑦ 調査資料の提出後にヒアリングを行う場合があります。ヒアリングには、当該工事の配置予定技術者の同席を求めます。

- ⑧ 調査後に契約締結する場合、契約保証金は契約代金の20%相当額となります。
- ⑨ 本工事は予定価格等の事前公表の案件のため、調査を辞退することはできません。
- ⑩ 予定価格等の事後公表の案件で調査辞退届を提出した場合又は「期限までに求められた資料が提出できない」旨の申出書を提出した場合は、次のような取り扱いとなりますので注意してください。
- 1回目 口頭注意
 - 2回目 文書による警告
 - 3回目 指名停止
- ※本取り扱いの履歴は年度末でリセットします。

4) 内訳書の提出について

予定価格が130万円以上の工事案件において、入札時に内訳書の提出を求めます。様式は「任意」としてありますが、作成に当たっては次の点に注意してください。

(1) 内訳書に記載すべき内容

内訳書には、必ず次の項目を具備してください。

- ①工事名
- ②商号又は名称
- ③代表者氏名（電子入札のため代表者印は不要）
- ④『提出用内訳書』に記載された全項目及びそれに対応する金額

※ ④については、本市が案件毎に閲覧設計書とは別に準備する『提出用内訳書』の中の項目と同一の項目を全て記載したものにしてください。

(2) 提出方法

入札の際に、京都府電子入札システムにより提出してください。

(3) 失格となる場合

I. 内訳書を提出しなかった者

II. 次の項目のうち、いずれかに該当する内訳書を提出した者

- ①内訳書に記載すべき内容（上記（1）①～④）のうち、いずれかひとつでも脱落しているもの
- ②異なる工事名、商号又は名称、代表者氏名が記載されているもの（明らかな誤記を除く。）
- ③『提出用内訳書』に記載のない工種や種別が記載されているもの
- ④内訳書の計算に誤りがあるもの

⑤内訳書に記載の工事価格と入札額が異なるもの

5) 監理技術者及び現場代理人について

本工事に配置される監理技術者及び現場代理人（以下「技術者等」という。）は、専任となりますが、監理技術者を他工事と兼任する場合は、配置予定技術者調書にその旨を記載してください。

開札日が同日の他の工事を落札し、参加表明時に提出された技術者等をあてることができないと判断した場合には、自動的に辞退扱いとして処理します。なお、参加表明時に複数の技術者等を提出している場合で、そのうちの一部の技術者等を配置することができなくなった場合には、必ず入札書受付開始日の1営業日前の午後5時までに宇治市総務・市民協働部契約課に持参又はファックス（電話にて到着確認をしてください。）により書面にて提出してください。落札したにもかかわらず、技術者等をあてることができない場合には、違約金の徴収及び指名停止措置の対象となりますので、ご注意ください。

6) 建設業退職金共済制度の活用について

建設業退職金共済制度は、建設労働者の福祉の増進と雇用の安定を図り、建設業の振興と発展に資することを目的とした制度です。工事施工中に新たに「共済証紙」を購入したり、追加で購入した場合においても、「掛金収納書」（原本）を提出してください。

7) 資本関係又は人的関係のある会社の同一入札への参加制限について

入札において、同一入札に参加することのできない資本関係又は人的関係のある会社の二者以上の者が確認された場合、該当する全ての者の入札を無効とします。ただし、そのうちの一者が入札をするまでに、その者を除く全ての者が入札を辞退した場合は、この限りではありません。また、この場合に、本取扱いを遵守する目的で辞退する者を決めるために当事者間で連絡を取ることは、宇治市工事等入札心得第19条第2項の規定に抵触しません。

8) 社会保険等の加入について

本件は下請負人を含め、社会保険等（健康保険、厚生年金保険、雇用保険）に加入していることを参加条件としていますのでご注意ください。

9) 入札中止後の指名競争入札への移行について

設計図書類の誤り等により入札を中止した場合、その誤りによって予定価格（設計額等）に変更が生じない等の場合に限り、中止した案件を指名競争入札で

実施することがあります。ただし、入札書を提出する以前に入札参加資格申請等を取り下げた者、入札を辞退した者、入札不参加の者は指名しません。

10) 競争入札参加資格者への連絡方法について

入札、契約等に係るお知らせ（京都府電子入札システムより送信されるメールを除く）は、競争入札等参加資格審査申請の際に記入いただいたメールアドレス（申請後に変更の届出をしている場合はそのメールアドレス）に送信します。新たにメールアドレスを登録される場合や他のメールアドレスに変更を希望される場合は、競争入札等参加資格審査申請事項変更届を契約課に提出してください。

※「@city.uji.kyoto.jp」ドメインからのメールを受信できるよう設定してください。また、メールが迷惑メールフォルダに振り分けられないよう受信設定をご確認ください。なお、送信するメールアドレスは「keiyakuka@city.uji.kyoto.jp（契約課）」「k-soukatsu@city.uji.kyoto.jp（建設総括室）」です。

下請負（再委託）についての注意事項

宇治市が発注する建設工事等にかかる契約については、宇治市競争入札等参加資格の停止に関する要領の規定に基づき、指名停止措置中の業者に下請負（再委託）させることはできません。

なお、指名停止措置中の業者については、宇治市市民相談室及び宇治市契約課カウンターにおいて公表しています。

予定価格を超過して入札した者の取扱いについて

- 本件の入札において予定価格を超過して入札をした者は、
本件の落札者が決定せず、再発注を行う際には指名しない場合があります。
- 入札辞退者に不利益を課すことはありません。

最低基準価格及び調査基準価格（低入札価格調査制度）の運用について

この運用は、「予定価格及び最低制限価格の設定に関する要領」第2条第9号で規定する最低基準価格及び「低入札価格調査制度の運用に関する要領」第2条の2に規定する調査基準価格に適用するものです。

なお、この運用については、令和5年5月1日以降に発注（公告、公募）したものから適用となります。

工事の種別		直接工事費に 区分するもの	共通仮設費に 区分するもの	現場管理費に 区分するもの	一般管理費に 区分するもの
一般土木工事		直接工事費	共通仮設費	現場管理費	一般管理費
建築工事		直接工事費×0.9	共通仮設費	現場管理費＋ 直接工事費×0.1	一般管理費
機械工事（管工事）		直接工事費×0.9	共通仮設費	現場管理費＋ 直接工事費×0.1	一般管理費
電気工事（建築関係）		直接工事費×0.9	共通仮設費	現場管理費＋ 直接工事費×0.1	一般管理費
昇降機設備工事等		直接工事費×0.8	共通仮設費	現場管理費＋ 直接工事費×0.2	一般管理費
建築に係る解体工事		直接工事費×0.8	共通仮設費	現場管理費＋ 直接工事費×0.2	一般管理費
上下水道等工事 （機械設備工事） （電気設備工事）	機器費	機器費×0.6	機器費×0.1	機器費×0.2	機器費×0.1
	工事費	直接工事費	共通仮設費	現場管理費 据付間接費 設計技術費	一般管理費
最低基準価格、調査基準価格		×0.97	×0.9	×0.9	×0.68

- * 上記以外の工事については、一般土木工事の算出を適用します。
- * 昇降機設備工事等とは、それ以外に製造部門を持つ専門工事企業対象工事も含みます。
- * 最低基準価格、調査基準価格の設定にあたり、共通仮設費及び現場管理費については、それぞれ積上げによる費用を含むものとします。
- * 複数の工事種別から構成される工事においては、上記の対象工種毎に算出したものの和を最低基準価格、調査基準価格とします。